

提 言

平成30年1月17日

埼玉県後期高齢者医療懇話会

はじめに

後期高齢者医療制度は、高齢化が進行し、高齢者医療費が増加する中、75歳以上の高齢者の医療を国民全体で公平に支えるために新たな制度として2008年4月に開始された。

様々な批判や問題点が指摘される中、制度が開始され、その後、10年近くが経過したが、現在では、被保険者をはじめ関係者の御理解も進み、社会にしっかりと定着している。

しかし、2025年までには団塊の世代が全員75歳以上となるなど、高齢化の急速な進展により被保険者数が大幅に増加する予測の中、将来にわたる制度の安定的な運営が求められている。

当懇話会では、平成30年度・平成31年度保険料率の見直し及び保健事業実施計画について、当事者である被保険者をはじめ、医療提供者や保険者など、各界の代表者が4回に渡り交わしてきた意見を集約し、次のとおり提言を行うこととした。

埼玉県後期高齢者医療広域連合においては、提言をしっかりと受け止め、今後の事業運営に十分生かしていただくよう期待するものである。

提言1 平成30年度・平成31年度保険料率改定について

後期高齢者の医療給付費は、国・県・市町村の公費負担、現役世代からの支援金と被保険者の保険料で賄うこととされている。

急速な高齢化により被保険者が増え、医療給付費は年々増加しており、保険料率も上昇していくことが予測される。

一方、高齢者の生活は、高額療養費の自己負担限度額の引き上げや今後実施が予定されている消費税率の引上げ等により、今後厳しい状況が続いていくことが予測される。

このため、これまでの財政運営で生じた剰余金を活用し、保険料率の上昇を抑制する必要がある。

また、後期高齢者医療制度は、制度創設から10年近くが経過し社会保障制度として定着し安定的に運営されているが、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年にかけて、被保険者数の急激な増加が見込まれるため、中・長期的視野に立った財政運営を行う必要もある。

そこで、平成30年度・平成31年度の保険料率の改定に当たっては、剰余金を活用することで、1人当たりの保険料額の上昇を抑制し、残りの剰余金については、医療費の短期的な急増や、将来の保険料率の上昇抑制の備えとするよう提言する。

具体的な保険料率の水準については、「今後の安定運営のためには、ある程度剰余金を残しておくべきで、多少の負担増もやむ

を得ない」といった意見が多くみられたが、一方では「高齢者の生活に配慮し負担額の現状維持ないし引下げを求める」といった意見もあった。

広域連合においては、こうした意見を踏まえ、高齢者の生活への影響と制度の安定的運営に配慮し、保険料率を適切に改定していただきたい。

なお、財政安定化基金については、制度の安定的な運営に資するよう、今後とも、広域連合の予想外の財政不足などに対する備えとして活用していただきたい。

提言2 被保険者の健康増進と医療費適正化の推進について

本県における後期高齢者医療被保険者数の増加は著しく、これに伴い医療費も大きく伸びることが予想される。今後ますます加速する高齢化を見据え、高齢者の健康を維持しつつ、制度を安定的に持続させるためには、被保険者一人ひとりの健康に関する意識の啓発と、医療費の伸びの抑制への理解を求めることが必要である。

保険者としての広域連合のさらなる体制強化を図り、保険者としての機能を向上させ、フレイル（虚弱）の予防のための自主的な健康づくりの促進や、生活習慣病重症化予防対策、適正受診、多剤服用対策やジェネリック医薬品の使用促進等を通じて、被保険者の健康増進と医療費適正化を強力に推進すべきである。